

(証券コード6279)

平成30年4月26日

株 主 各 位

大阪府摂津市南別府町15番21号

株式会社 **瑞** **光**

代表取締役社長 和 田 昇

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月16日（水曜日）午後4時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|-------|--|
| 1. 日 | 時 | 平成30年5月17日（木曜日）午前10時開会 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府摂津市南別府町15番21号
当社本社（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第55期（平成29年2月21日から平成30年2月20日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（平成29年2月21日から平成30年2月20日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| | 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- 〇 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 〇 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.zuiko.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成29年2月21日から
平成30年2月20日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が継続するなか、個人消費の緩やかな持ち直しと円安や海外経済の堅調な影響により企業収益に改善が見られ、回復基調が続きましたが、財政再建の道筋は見えず、人手不足が深刻化するなか賃金は伸び悩み、社会保険料の負担増などによる節約志向の高まりが消費の拡大を妨げております。

また、世界経済におきましては、米国の雇用情勢や個人消費が底堅く、欧州でも輸出の増加により景気は徐々に回復する傾向にあり、中国や新興国では、インフラ投資や設備投資が堅調に推移いたしました。

このような経営環境のもと、当社グループでは、中長期的な企業価値向上や持続的な成長を目指し、国内外で市場シェアを拡大するべく、事業を積極的に展開いたしました。

衛生用品製造機械におけるグローバル市場シェア獲得競争は一層激しさを増し、中国メーカー台頭など、厳しい環境は継続しております。しかしながら、販売状況は厳しいものがあったものの、中期的な設備投資は改善傾向にあり、受注環境は回復基調で推移いたしました。

主な製品別売上高につきましては、生理用ナプキン製造機械2,479百万円（前期比5.4%減）、小児用紙オムツ製造機械12,308百万円（同25.1%減）、大人用紙オムツ製造機械4,647百万円（同23.5%減）、その他機械1,118百万円（同41.6%増）、部品1,437百万円（同14.9%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高22,093百万円（前期比19.0%減）、営業利益673百万円（同68.0%減）、経常利益750百万円（同66.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益665百万円（同40.9%減）となりました。

また、個別の業績につきましては、売上高15,796百万円（前期比23.5%減）、営業利益360百万円（同80.4%減）、経常利益393百万円（同79.3%減）、当期純利益296百万円（同63.7%減）となりました。

なお、受注状況につきましては、当連結会計年度中の受注高27,937百万円（前期比26.5%増）、当連結会計年度末の受注残高20,018百万円（同41.2%増）となりました。

(製品別売上高)

製 品 別	第54期(平成29年2月期)		第55期(平成30年2月期)		前 期 比 増 減 (△)
	売上高	構 成 比	売上高	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
生理用ナプキン製造機械	2,620	9.6	2,479	11.2	△5.4
小児用紙オムツ製造機械	16,422	60.2	12,308	55.7	△25.1
大人用紙オムツ製造機械	6,072	22.3	4,647	21.0	△23.5
そ の 他 機 械	789	2.9	1,118	5.1	41.6
部 品	1,251	4.6	1,437	6.5	14.9
そ の 他	106	0.4	102	0.5	△3.4
合 計 (う ち 海 外)	27,263 (13,977)	100.0 (51.3)	22,093 (14,497)	100.0 (65.6)	△19.0 (3.7)

(製品別受注状況)

製 品 別	第54期(平成29年2月期)		第55期(平成30年2月期)		前 期 比 増 減 (△)	
	受 注 高	受 注 残 高	受 注 高	受 注 残 高	受 注 高	受 注 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
生理用ナプキン製造機械	2,616	1,844	3,606	2,971	990	1,127
小児用紙オムツ製造機械	12,279	7,799	18,077	13,568	5,797	5,769
大人用紙オムツ製造機械	5,489	4,176	3,630	3,159	△1,858	△1,016
そ の 他 機 械	341	353	1,082	317	740	△35
部 品	1,251	—	1,437	—	186	—
そ の 他	106	—	102	—	△3	—
合 計 (う ち 海 外)	22,085 (11,784)	14,173 (9,861)	27,937 (17,686)	20,018 (13,051)	5,852 (5,902)	5,844 (3,189)

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、海外競合メーカーとのグローバル市場におけるシェア獲得競争が激化しており、今後も継続することが予想されます。

このような状況のもと、当社グループでは経営理念である「技術深耕」のもと、持続的な成長をすることで企業価値を高め、様々なステークホルダーのご要請にお応えしながら、社会の発展に貢献する経営を推進してまいります。

また、持続的な成長を行うための重点施策として以下の3点に取り組んでまいります。

(1) 成長戦略

グローバル市場におけるシェア獲得競争を勝ち抜くためには、顧客のニーズだけでなく、潜在的シーズを捉え、確実に応えることが必要となります。当社及び当社グループでは、新製品・新サービスに加え、工場の生産体制の最適化などのあらゆる面からのソリューションを提供することで、付加価値の創出を行ってまいります。

(2) 競争力強化

当社及び当社グループでは、経営理念である「技術深耕」のもと、高付加価値技術の創造や提案による競合メーカーとの差別化、新技術・新商品の創出、海外子会社との連携を密に行うことによるコスト削減に加え、グループ全体での品質向上などを通して、競争力強化を図ってまいります。

(3) 人材力・組織力強化

当社及び当社グループでは、経営理念を支える3つの柱である「求道」、「利次」、「進取」を軸に、人材成長を捉え、従業員の一人一人の“やりがい”を高揚させる企業風土を醸成させてまいります。

また、グループ全体での組織力を強化することで、グローバル企業としてのさらなる飛躍を図り、様々なステークホルダーにお応えすべく、当社グループ間でシナジー効果を発揮させる取組み「ALL ZUIKO」という体制を整備強化してまいります。

3. 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第52期 (平成27年2月期)	第53期 (平成28年2月期)	第54期 (平成29年2月期)	第55期 (当連結会計年度) (平成30年2月期)
売上高(百万円)	27,658	33,559	27,263	22,093
経常利益(百万円)	2,655	3,742	2,224	750
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,818	2,512	1,126	665
1株当たり当期純利益(円)	276.88	382.63	171.53	101.30
総資産(百万円)	34,700	38,383	33,055	35,406
純資産(百万円)	21,968	23,403	23,551	24,185
1株当たり純資産額(円)	3,344.88	3,563.39	3,582.80	3,674.99

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額については期末発行済株式総数に基づき算出しております。

4. 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は497百万円であり、その主なものは、瑞光(上海)電気設備有限公司の工場建設に係る支出によるものであります。

これらに要する資金は、全額自己資金でまかなっております。

5. 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
瑞光（上海）電気設備有限公司	中華人民共和国上海市	1,850万米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械の製造及び部品の販売並びにサービス業務
株式会社瑞光メディカル	大阪府摂津市	75,000千円	100.0%	医療材料及びその他医療用消耗品の製造販売 ペット用品及び介護用品の製造販売
ZUIKO INC.	アメリカ合衆国ジョージア州	150万米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.	ブラジル連邦共和国サンパウロ州	4,000万ブラジルレアル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械の製造及び部品の販売並びにサービス業務
ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク都	7,400万タイバーツ	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州	240万米ドル	100.0% (1.0%)	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA. は平成29年6月に1,100万ブラジルレアルの増資を行い、資本金が増加しております。

3. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

6. 主要な事業内容

生理用ナプキン製造機械、紙オムツ製造機械及びそれらに付随する機械装置、部品を製造販売しております。これらは、すべて受注生産の形態をとっております。

7. 主要拠点等

(当社)

本社並びに工場	大阪府摂津市
鳥飼中工場	大阪府摂津市
鳥飼上工場	大阪府摂津市
鳥飼本町工場	大阪府摂津市
鶴野工場	大阪府摂津市

(瑞光 (上海) 電気設備有限公司)

本社並びに工場	中華人民共和国
---------	---------

(株式会社瑞光メディカル)

本社並びに工場	大阪府摂津市
---------	--------

(ZUIKO INC.)

本社	アメリカ合衆国
----	---------

(ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.)

本社並びに工場	ブラジル連邦共和国
---------	-----------

(ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.)

本社	タイ王国
----	------

(PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA)

本社	インドネシア共和国
----	-----------

8. 使用人の状況

(1) 企業集団の状況

使用人数 617名 (前連結会計年度末比 8名減)

(2) 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
278名	2名減	36.2歳	9.1年

(注) 上記使用人数には、臨時従業員 (パートタイマー及び嘱託) 31名は含んでおりません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 19,000,000株
2. 発行済株式の総数 6,567,538株 (自己株式632,462株を除く。)
3. 単元株式数 100株
4. 株主数 2,920名
5. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
有 限 会 社 和 田 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	900	13.70
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	886	13.49
和 田 明 男	500	7.62
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	288	4.39
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	273	4.16
ユ ニ ・ チ ャ ー ム 株 式 会 社	245	3.73
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / HENDERSON HHF SICAV	198	3.02
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	163	2.48
白 十 字 株 式 会 社	153	2.34
株 式 会 社 G M I N V E S T M E N T S	130	1.98

- (注) 1. 当社は、自己株式を632,462株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 新株予約権等の状況

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 新株予約権 1個当たり	行使価額 株式 1株当たり	行使期間
第1回 新株予約権	平成28年 6月1日	77個	普通株式 7,700株	373,400円	1円	平成28年 6月2日から 平成28年 6月1日まで
第2回 新株予約権	平成29年 6月1日	91個	普通株式 9,100株	314,200円	1円	平成29年 6月2日から 平成29年 6月1日まで

(注) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、顧問、相談役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとします。

1. 当事業年度の末日において当社の会社役員が保有している職務執行の対価として交付された当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる株式の 種類及び数	保有人数及び個数
第1回新株予約権	62個	普通株式 6,200株	取締役(社外取締役を除く) 4名 62個
第2回新株予約権	77個	普通株式 7,700株	取締役(社外取締役を除く) 4名 77個

2. 当事業年度中に使用人等に職務執行の対価として交付した当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる株式の 種類及び数	交付人数及び個数
第2回新株予約権	14個	普通株式 1,400株	執行役員(会社役員を除く) 4名 14個

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	和 田 隆 男	
代表取締役社長	和 田 昇	株式会社瑞光メディカル 代表取締役社長
取 締 役	梅 林 豊 志	
取 締 役	牧 村 員 利	
取 締 役	徐 毅	瑞光（上海）電気設備有限公司 総経理
取 締 役	日 置 政 克	THK株式会社 社外取締役 株式会社すき家本部 社外取締役 立命館大学大学院経営管理研究科 客員教授
取 締 役	佐々木 道夫	株式会社イロハ 取締役
常 勤 監 査 役	鶴 田 龍 一	
監 査 役	西 川 正 一	西川産業株式会社 代表取締役社長
監 査 役	竹 内 隆 夫	竹内総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役日置政克、佐々木道夫の両氏は社外取締役であり、常勤監査役鶴田龍一、監査役西川正一及び竹内隆夫の3氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役鶴田龍一氏は、パナソニック株式会社において長年、国内外にて財務・経理部門の主要ポジションを経験され、財務・会計の知見を有しております。加えて、同社のIR室長及び監査役室長、海外子会社の経営幹部及びパナソニック株式会社エコソリューションズ社（旧 パナソニック電工株式会社）の監査役の経験も有しております。
3. 取締役日置政克、佐々木道夫及び常勤監査役鶴田龍一の3氏は、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じらぬおそれのない独立役員であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額としております。
5. 平成30年3月21日付で、取締役梅林豊志氏は代表取締役副社長に就任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

(1) 報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定しております。取締役の報酬の決定にあたっては、報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保する観点から独立役員である社外取締役を委員に含む任意の「役員人事・報酬諮問委員会」において報酬制度及び報酬案の妥当性を審議し、その結果を取締役に助言することとしております。

報酬制度は、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」、長期インセンティブとしての「株式報酬型ストック・オプション」から構成されております。

「業績連動報酬」は、業績向上への意欲を高めるため、売上高、営業利益などを指標とした全社及び担当事業の業績評価と連動し決定しております。

「株式報酬型ストック・オプション」は、株主の皆様と利益意識を共有し、長期的な視点で企業価値向上に取り組むために割り当てております。

なお、社外取締役及び監査役は、固定報酬である「基本報酬」のみ支給しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬額等

区 分	支給人数	報酬等の総額	報 酬 等 の 内 訳		
			基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬	株 式 報 酬 型 ス ト ッ ク ・ オ プ シ ョ ン
取締役	8名	218,789千円	149,370千円	45,765千円	23,652千円
(うち社外取締役)	(3名)	(14,400千円)	(14,400千円)	(-)	(-)
監査役	3名	15,000千円	15,000千円	(-)	(-)
(うち社外監査役)	(3名)	(15,000千円)	(15,000千円)	(-)	(-)
計	11名	233,789千円	164,370千円	45,765千円	23,652千円

- (注) 1. 上記には、平成29年5月17日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成28年5月17日開催の第53回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成28年5月17日開催の第53回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内（社外取締役は除く）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成20年5月16日開催の第45回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と 当 該 法 人 等 と の 関 係
社外取締役	日 置 政 克	THK株式会社 社外取締役 株式会社すき家本部 社外取締役 立命館大学大学院経営管理研究科 客員教授	—
	佐々木 道 夫	株式会社イロハ 取締役	—
社外監査役	鶴 田 龍 一	—	—
	西 川 正 一	西川産業株式会社 代表取締役社長	西川産業株式会社 からの商品仕入
	竹 内 隆 夫	竹内総合法律事務所 弁 護 士	—

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発 言 状 況
社外取締役	日 置 政 克	15/16回	—	グローバル企業かつ製造業における経営部門での責任者としての見識・経験に基づき経営体質の改善に向けての重要な発言を行っております。
	佐々木 道 夫	12/12回	—	経営者としての立場から営業やマーケティングの分野に関する幅広い経験・知識に基づき企業価値向上の要諦となる発言を行っております。
社外監査役	鶴 田 龍 一	16/16回	15/15回	国内外の幅広い財務及び会計や経営に携った豊富な経験や知識に基づき、取締役会では意思決定の妥当性・適法性について適宜発言し、監査役会では監査役会の議長として会社法に基づき、適切な議案を設定するとともに、主に内部統制体制の構築や会計システムの整備等について、適宜発言をいたしております。
	西 川 正 一	12/16回	11/15回	会社経営者の立場に基づき、事業全般にわたり取締役会では意思決定の適法性・妥当性について、また監査役会でも、内部統制の有効性等について、適宜発言をいたしております。
	竹 内 隆 夫	15/16回	15/15回	弁護士としての企業法務等に関する専門的知見に基づき、取締役会では意思決定の適法性・妥当性について、また監査役会でも、内部統制の有効性等について、適宜発言をいたしております。

(注) 佐々木道夫氏は平成29年5月17日開催の第54回定時株主総会において選任された新任者であるため、取締役会の出席状況が他の社外役員と異なります。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

28,000千円

3. 会計監査人に当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、瑞光（上海）電気設備有限公司等4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

- ① 「経営理念」「取締役会規程」「役員規程」「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役会が法令及び定款に則って行動するように徹底する。
- ② 取締役会等を通じて取締役に積極的に発言を行わせることにより監督機能を整備し、また、社外取締役を複数名選定することにより、強固な監督機能を具備する。
- ③ 監査役及び監査役会による監査等が実施されるとともに、「執行役員会議」等を設ける。
- ④ 定期的に社外取締役と社外監査役は、常勤監査役と意見交換会を開催し、重要事案に関する情報共有を行う。
- ⑤ 管理部が事務局となり、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス状況の管理に取組むとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を実施する。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成し、法令及び文書管理規程等に従い、取締役会事務局により適切に保存する。また、各種決裁事項に関する稟議書等についても、担当部署により法令及び文書管理規程等に従い適切に作成・保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 社長室が事務局となり、リスクマネジメント委員会を設置し、事業経営に影響を与えるリスクを洗い出して重要リスクを特定する。
- ② 各重要リスクについては執行役員会に提起し、対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、事業戦略的に改善を推進する。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ① 「稟議規程」の運用、取締役と執行役員の役割分担、各部門長への権限委譲の徹底、「執行役員会議」の開催、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステム整備により、意思決定の迅速化を図る。
- ② 「年間見通し」「中期計画」等を策定し、月次決算においてその進捗状況を確認・検証のうえ、速やかに対策を立案・実行する。

(5) 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

- ① 「瑞光グループ倫理方針」等の社内規程の策定やコンプライアンス順守の取り組み、階層別研修をはじめとする各種の啓発活動を行う。
- ② 「内部統制監査」等の実施、各種ホットラインの運用を通じて不正行為の早期発見に努める。

- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「瑞光グループ倫理方針」及び「稟議規程」の運用、グループ横断的な職能規程の策定、グループ子会社への取締役及び監査役の派遣・株主権の行使、内部監査部門による定期的な監査の実施、目標の共有化及び通達等により、当社の内部統制システムの基本方針をグループ子会社に周知するとともに、子会社との間で適切な情報伝達等を行う。
 - ② 上記各体制のもとで当社グループの業務の適正を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても適切な対応を行う。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 職務補助者（監査役スタッフ）の設置については、監査役と取締役会が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査役スタッフとして配置するものとする。
- (8) 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 各監査役が、監査役スタッフへの指揮命令を行い、監査役スタッフは、それによって監査役職務の補助を行う。
 - ② 監査役スタッフの異動、処遇等の人事事項は、監査役と人事課が事前協議のうえ実施する。
- (9) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人等が、各社の監査役主催の定例会等において業務の運営や課題等について報告するとともに、監査役に対して取締役会及び重要会議へ出席することを要請して適宜報告する。また、子会社の監査役は、各社における報告内容に関し、当社監査役に対して適宜報告する。
 - ② 「監査役通報システム」によって、会計及び監査における不正や懸念事項について、当社及び子会社の使用人等が直接、当社の監査役会に通報する体制を構築する。
- (10) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 報告者に対し報告を理由とした不利な取扱いが行われないよう、関連部門に要請する。また、「監査役通報システム」において、匿名での通報を認めるとともに、通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- (11) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針
- ① 「監査役監査基準」に従い、監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用について予算を計上する。
 - ② 緊急または臨時に支出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。
 - ③ 監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い、会計監査人との連携を図る。
 - ② 「内部監査室」を設置し、毎月の報告・連絡会を実施する。なおそれらの人事事項は、監査役の同意を必要とする。
 - ③ 当社監査役と子会社の監査役との連携を図るために、当社常勤監査役に対し適宜報告する。
 - ④ 各部門は監査役による国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力する。
 - ⑤ 監査役は、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求めることができる。
- (13) 反社会的勢力排除に関する基本方針
- ① 取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。
 - ② 反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組む。
 - ③ 反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署及び情報収集、管理、報告方法を定めるほか、外部専門機関との連携による情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。
- (注) グループ子会社とは、会社法上の子会社をいう。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

また、内部監査室は独立した観点から定期的の実査を中心として監査を実施しており、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。常勤監査役も、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、社内的重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等がないよう監視しております。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

当社及び当社グループは、紙オムツ・生理用ナプキン製造機械の専門メーカーとして、時代の変化に対応する柔軟な発想を持ち、「技術深耕 ～けっしてあきらめず、出来なかったことを出来るようにする～」という経営理念に基づき、「求道」「利次」「進取」の三つ柱となる考えと位置付け、国内はもとより海外にも積極的に業務展開し、ユーザーのニーズに応える受注体制で業務基盤を拡大することにより「グローバルNO. 1」へと発展していくことを目指しています。この経営理念のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする、当社にかかわる様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識し、中長期的な視点に立った企業活動を行うことで当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につきましては、当社が上場会社である以上、基本的には当社株式の大規模な買付も自由であり、最終的には上記のような観点から株主の皆様が判断されるべきであると考えております。しかしながら、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なう可能性がある大規模な買付行為がなされた場合の具体的な対応策等につきましては、状況に応じ然るべき対策を株主の皆様にお諮りすることも含め、今後とも慎重に検討をすすめます。

Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な施策のひとつと考えて経営にあたってまいりました。この基本的な考えのもと、配当については、株主の皆様からの投下資本に対するリターンとの見地から連結業績に応じた利益配分を基本とし、連結配当性向20%を目安に安定的かつ継続的な成長を目指しております。また、自己株式取得については、戦略投資や財務状況を総合的に勘案しつつ、1株当たりの株主価値と資本収益性の向上にとって必要と認める場合には、適宜実施することとしております。

当事業年度は、この基本方針及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、平成29年11月1日に実施した中間配当20円と平成30年5月17日開催予定の第55回定時株主総会における剰余金処分議案の承認可決を条件とした期末配当20円を合わせ、1株当たりの年間配当を40円とさせていただきます。予定であります。

なお、当事業年度の自己株式取得については、単元未満株式の買取りなど軽微なものを除き実施しておりません。

今後も不透明な経営環境が続くことが想定されますが、引き続き業績向上と財務体質強化に取り組み、株主の皆様に対する利益還元につなげてまいります。

連結貸借対照表

(平成30年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,193,352	流 動 負 債	10,694,157
現金及び預金	10,362,754	支払手形及び買掛金	3,184,735
受取手形及び売掛金	6,143,005	電子記録債務	2,187,735
電子記録債権	1,853,638	リース債務	59,868
商品及び製品	40,039	未払金	528,057
仕掛品	5,648,342	未払法人税等	42,151
原材料及び貯蔵品	917,669	未払消費税等	86,517
繰延税金資産	309,181	前受金	4,192,422
未収消費税等	238,658	賞与引当金	247,678
その他	705,549	役員賞与引当金	38,565
貸倒引当金	△25,489	その他	126,424
固 定 資 産	9,212,735	固 定 負 債	526,083
有 形 固 定 資 産	7,217,261	繰延税金負債	58,197
建物及び構築物	2,895,170	退職給付に係る負債	32,372
機械装置及び運搬具	485,925	リース債務	115,985
土地	3,432,724	長期未払金	291,367
リース資産	164,759	資産除去債務	28,161
その他	238,681	負 債 合 計	11,220,240
無 形 固 定 資 産	685,964	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	300,469	株 主 資 本	23,643,868
その他	385,494	資 本 金	1,888,510
投 資 其 他 の 資 産	1,309,509	資 本 剰 余 金	2,750,330
投資有価証券	1,196,582	利 益 剰 余 金	19,600,700
保険積立金	16,286	自 己 株 式	△595,671
破産更生債権等	152,730	その他の包括利益累計額	491,781
その他	96,640	その他有価証券評価差額金	658,739
貸倒引当金	△152,730	土地再評価差額金	△1,165,229
資 産 合 計	35,406,087	為替換算調整勘定	1,013,378
		退職給付に係る調整累計額	△15,105
		新 株 予 約 権	50,195
		純 資 産 合 計	24,185,846
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,406,087

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年2月21日から)
(平成30年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,093,145
売 上 原 価		19,122,790
売 上 総 利 益		2,970,355
販売費及び一般管理費		2,297,157
営 業 利 益		673,197
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	83,362	
受 取 配 当 金	29,577	
そ の 他	31,164	144,104
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	52,881	
そ の 他	13,728	66,609
経 常 利 益		750,692
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,064	
主 要 株 主 株 式 短 期 売 買 利 益 返 還 益	1,142	3,206
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,717	1,717
税金等調整前当期純利益		752,181
法人税、住民税及び事業税	262,584	
法 人 税 等 調 整 額	△175,666	86,918
当 期 純 利 益		665,263
親会社株主に帰属する当期純利益		665,263

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年2月21日から
平成30年2月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本					その他の 包括利益 累計額
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
当連結会計年度期首残高	1,888,510	2,750,330	19,230,977	△595,428	23,274,389	607,222
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当			△295,540		△295,540	
親会社株主に帰属する 当期純利益			665,263		665,263	
自己株式の取得				△242	△242	
株主資本以外の 項目の当連結会計 年度変動額(純額)						51,516
当連結会計年度変動額合計	—	—	369,722	△242	369,479	51,516
当連結会計年度末残高	1,888,510	2,750,330	19,600,700	△595,671	23,643,868	658,739

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産合計
	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△1,165,229	825,251	△11,215	256,028	21,563	23,551,982
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△295,540
親会社株主に帰属する 当期純利益						665,263
自己株式の取得						△242
株主資本以外の 項目の当連結会計 年度変動額(純額)	—	188,127	△3,890	235,753	28,632	264,385
当連結会計年度変動額合計	—	188,127	△3,890	235,753	28,632	633,864
当連結会計年度末残高	△1,165,229	1,013,378	△15,105	491,781	50,195	24,185,846

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称 瑞光（上海）電気設備有限公司（中国）

株式会社瑞光メディカル（日本）

ZUIKO INC.（アメリカ）

ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.（ブラジル）

ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.（タイ）

PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA（インドネシア）

(2) 非連結子会社の名称等

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である瑞光（上海）電気設備有限公司、ZUIKO INC.、ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.、ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. 及び PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIAの決算日は12月31日であります。連結決算日との差は3か月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

連結子会社である株式会社瑞光メディカルの決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

原材料及び貯蔵品、商品及び製品

主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～48年

機械装置及び運搬具 2～14年

② リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期における従業員の平均残存勤務年数期間内の一定年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる機械装置の製造等

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他

工事完成基準及び出荷基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、当該連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

平成28年2月にスタートした中期経営計画を推し進める中、海外子会社の定額法の有形固定資産が相対的に増加してきたことを契機に、グループ会計方針の統一及びより適正な期間損益計算の観点から有形固定資産の減価償却方法について改めて検討いたしました。

その結果、国内の生産設備等については耐用年数内で安定的に稼働することが見込まれることから、使用期間にわたり費用を均等に負担させることが、より適切に事業の実態を反映する合理的な方法であると判断し、減価償却方法として定額法を採用することにいたしました。

この変更に伴い、従来の方と比較し、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ29,536千円増加しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,286,969千円

2. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法により算出

再評価を行った年月日 平成14年2月20日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△670,403千円

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

7,200,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月17日 定時株主総会	普通株式	164,189 千円	25円	平成29年2月20日	平成29年5月18日
平成29年10月2日 取締役会	普通株式	131,350 千円	20円	平成29年8月20日	平成29年11月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年5月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	131,350 千円	20円	平成30年2月20日	平成30年5月18日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数
平成28年新株予約権	普通株式	7,700株
平成29年新株予約権	普通株式	9,100株

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については資金用途や調達環境等を勘案し調達手段を決定するものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券に含まれる株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、事業活動から生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来いたします。

未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来いたします。

長期未払金は、役員退職慰労金の打切支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長4年後であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月20日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,362,754	10,362,754	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,143,005	6,143,005	—
(3) 電子記録債権	1,853,638	1,853,638	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,196,582	1,196,582	—
資産計	19,555,982	19,555,982	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,184,735	3,184,735	—
(2) 電子記録債務	2,187,735	2,187,735	—
(3) 未払法人税等	42,151	42,151	—
(4) 長期未払金	291,367	291,802	435
(5) リース債務(固定負債)	115,985	116,342	357
負債計	5,821,975	5,822,768	792

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

時価については、合理的に見積った支払予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

(5) リース債務(固定負債)

元金利の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

VI. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,674円99銭
1 株当たり当期純利益	101円30銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	101円08銭

貸借対照表

(平成30年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,263,521	流動負債	7,576,622
現金及び預金	4,585,277	支払手形	1,064,547
受取手形	264,027	電子記録債権	2,187,735
電子記録債権	1,853,638	買掛金	1,120,012
売掛金	5,437,708	リース債権	58,496
原材料	103,236	未払金	316,951
仕掛品	3,310,535	未払法人税等	40,782
前渡金	75,066	前受金	2,530,421
前払費用	38,767	預り金	17,376
繰延税金資産	278,956	前受収益	1,286
未収消費税等	238,402	賞与引当金	195,860
その他	114,002	役員賞与引当金	38,565
貸倒引当金	△36,098	その他	4,585
固定資産	9,739,974	固定負債	531,173
有形固定資産	4,582,184	繰延税金負債	87,516
建物	817,165	退職給付引当金	10,599
構築物	11,818	リース債権	112,326
機械及び装置	81,203	長期未払金	290,470
車両及び運搬具	4,143	資産除去債務	28,161
工具、器具及び備品	117,188	その他	2,100
土地	3,388,285	負債合計	8,107,796
リース資産	162,379	純資産の部	
無形固定資産	169,536	株主資本	18,351,994
ソフトウェア	168,853	資本金	1,888,510
電話加入権	683	資本剰余金	2,750,330
投資その他の資産	4,988,253	資本準備金	2,750,330
投資有価証券	1,196,582	利益剰余金	14,308,825
関係会社株式	745,979	利益準備金	206,864
関係会社出資金	2,951,235	その他利益剰余金	14,101,961
保険積立金	16,286	固定資産圧縮積立金	100,992
長期前払費用	11,190	別途積立金	10,500,000
破産更生債権等	152,730	繰越利益剰余金	3,500,969
その他	66,977	自己株式	△595,671
貸倒引当金	△152,730	評価・換算差額等	△506,490
資産合計	26,003,496	その他有価証券評価差額金	658,739
		土地再評価差額金	△1,165,229
		新株予約権	50,195
		純資産合計	17,895,699
		負債・純資産合計	26,003,496

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 2月21日から
平成30年 2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,796,205
売 上 原 価		13,996,633
売 上 総 利 益		1,799,572
販売費及び一般管理費		1,439,305
営 業 利 益		360,266
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	511	
受 取 配 当 金	29,577	
受 取 賃 貸 料	14,492	
そ の 他	19,264	63,844
営 業 外 費 用		
賃 貸 収 入 原 価	6,528	
為 替 差 損	23,452	
そ の 他	847	30,828
経 常 利 益		393,282
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,063	
主 要 株 主 株 式 短 期 売 買 利 益 返 還 益	1,142	2,206
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	785	785
税 引 前 当 期 純 利 益		394,702
法人税、住民税及び事業税	231,672	
法 人 税 等 調 整 額	△133,853	97,818
当 期 純 利 益		296,884

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年2月21日から)
(平成30年2月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,888,510	2,750,330	2,750,330	206,864	100,992	10,500,000	3,499,625	14,307,482
当期変動額								
剰余金の配当							△295,540	△295,540
当期純利益							296,884	296,884
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,343	1,343
当期末残高	1,888,510	2,750,330	2,750,330	206,864	100,992	10,500,000	3,500,969	14,308,825

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△595,428	18,350,894	607,222	△1,165,229	△558,007	21,563	17,814,451
当期変動額							
剰余金の配当		△295,540					△295,540
当期純利益		296,884					296,884
自己株式の取得	△242	△242					△242
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			51,516	—	51,516	28,632	80,148
当期変動額合計	△242	1,100	51,516	—	51,516	28,632	81,248
当期末残高	△595,671	18,351,994	658,739	△1,165,229	△506,490	50,195	17,895,699

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

原材料

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～38年

機械及び装置 2～14年

(2) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期における従業員の平均残存勤務年数期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる機械装置の製造等

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他

工事完成基準及び出荷基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

平成28年2月にスタートした中期経営計画を推し進める中、海外子会社の定額法の有形固定資産が相対的に増加してきたことを契機に、グループ会計方針の統一及びより適正な期間損益計算の観点から有形固定資産の減価償却方法について改めて検討いたしました。

その結果、国内の生産設備等については耐用年数内で安定的に稼働することが見込まれることから、使用期間にわたり費用を均等に負担させることが、より適切に事業の実態を反映する合理的な方法であると判断し、減価償却方法として定額法を採用することにいたしました。

この変更に伴い、従来の方と比較し、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ29,499千円増加しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,347,866千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,281,615千円

短期金銭債務 16,260千円

長期金銭債務 2,100千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法により算出

再評価を行った年月日 平成14年2月20日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △670,403千円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	1,945,208千円
(2) 仕入高	184,161千円
(3) 営業取引以外の取引高	18,347千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	632,462株
------	----------

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

売上原価	123,826千円
長期末払金	88,941千円
賞与引当金	60,442千円
貸倒引当金	57,907千円
研究開発費	44,057千円
関係会社株式	28,425千円
投資有価証券	25,234千円
賃借倉庫設備	25,311千円
研究開発資産	16,135千円
株式報酬費用	15,370千円
未払金	14,856千円
役員賞与引当金	11,901千円
在庫評価損	10,399千円
未払事業税	2,332千円
その他	22,470千円
繰延税金資産小計	547,612千円
評価性引当額	△56,685千円
繰延税金資産合計	490,927千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△254,916千円
固定資産圧縮積立金	△44,571千円
繰延税金負債合計	△299,487千円

繰延税金資産の純額	191,439千円
-----------	-----------

VII. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	瑞光(上海)電気設備有限公司	所有 直接100%	役員の兼任 (3名)	製品の販売 (注1) 製品の購入 (注1)	1,410,106 109,595	売掛金 買掛金	1,048,815 16,248
	株式会社瑞光メディカル	所有 直接100%	役員の兼任 (1名)	工場、事務所及び機械設備の賃貸(注2)	14,492	前受収益	1,286
				賃貸物件の保証金返済(注2) 事務受託料(注1)	4,400 800	預り保証金 —	2,100 —
	ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.	所有 直接100%	役員の兼任 (1名)	製品の販売 (注1) 増資の引受 (注3)	133,118 399,190	売掛金 —	115,099 —

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で合理的に決定しております。
- (注2) 賃貸価格については、固定資産を時価評価し、その他諸経費を勘案した上、適正な利回りをもって算定しております。
- (注3) 増資の引受は、ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA. の行った株主割当増資を引き受けたものであります。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,717円23銭
1株当たり当期純利益	45円20銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	45円11銭

独立監査人の監査報告書

平成30年4月11日

株式会社 瑞 光
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ⑩
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社瑞光の平成29年2月21日から平成30年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社瑞光及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年 4月11日

株式会社 瑞 光
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊟
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社瑞光の平成29年2月21日から平成30年2月20日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年2月21日から平成30年2月20日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 4月18日

株式会社 瑞 光 監査役会

常勤監査役 鶴 田 龍 一 ㊟

監 査 役 西 川 正 一 ㊟

監 査 役 竹 内 隆 夫 ㊟

(注) 常勤監査役鶴田龍一、監査役西川正一及び監査役竹内隆夫は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し将来の事業展開を通じて株主の皆様様に安定的、継続的に還元させていただきたいと存じます。

つきましては、平成30年2月期の期末配当を、1株当たり20円の普通配当とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項及びその総額

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額131,350,760円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年5月18日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合の年間配当金は、中間配当20円と期末配当20円、合計40円となります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、次の7名の取締役（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

社外取締役については、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見を通じた業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保及び取締役や主要株主等との取引の監督の強化に向け、当社グループの経営に対する理解及び多面的な経営判断に必要な見識・経験等を勘案し、候補者を決定しました。

これら7名の取締役の選任をご承認いただき、中期経営計画の目標達成に向けた迅速かつ適切な業務執行機能及び健全かつ透明性の高いコーポレートガバナンス機能を有する経営体制を構築したいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	【再任】 和田隆男 (昭和20年12月24日生)	昭和38年4月 当社入社 昭和45年4月 当社取締役 昭和57年5月 当社常務取締役 昭和59年5月 当社専務取締役 昭和61年9月 当社取締役副社長 昭和63年5月 当社代表取締役副社長 平成3年5月 当社代表取締役社長 平成20年5月 当社代表取締役会長（現任） 【取締役候補者とした理由】 和田隆男氏は、長年の経営者としての経験、識見から、当社の経営理念である「技術深耕」を率先垂範し、研究開発を重視したものづくりを推進するとともに、人材育成など経営に対する監督を適切に行っております。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としてしました。	47,362株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<p>【再任】 和田昇 (昭和44年9月2日生)</p>	<p>平成11年2月 当社入社 平成12年6月 当社社長室長 平成13年5月 当社取締役社長室長 平成15年8月 当社取締役 平成18年9月 株式会社瑞光メディカル 代表取締役社長(現任) 平成20年5月 当社代表取締役社長 平成30年3月 当社代表取締役社長執行役員 CEO(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 和田昇氏は、平成20年に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値の向上を目指し、海外展開を含む新たな仕組みづくりなど、当社の経営における重要な事項に関し、積極的な意見・提言を行っております。これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案・審議や業務執行の監督に活かすことにより、当社の成長を持続可能なものにする事ができると判断しました。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>	29,820株
3	<p>【再任】 梅林豊志 (昭和38年9月29日生)</p>	<p>平成2年4月 当社入社 平成14年4月 当社設計部長 平成15年5月 当社取締役設計部長 平成23年1月 当社取締役 平成30年3月 当社代表取締役副社長執行役員 COO(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 梅林豊志氏は、当社の中核である設計部門において長年にわたりリーダーシップを発揮し、当社製品の競争優位を築いてきました。また、当社の取締役として取締役会において積極的に発言し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。グローバルな競争環境、ステークホルダーの期待、これらに対する当社の強みを熟知しており、事業執行責任者として取締役会の意思決定機能を高めることができると判断しました。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>	3,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	<p>【再任】 <small>まさむら</small> 村 <small>かずとし</small> 利 <small>むら</small> 員 <small>とし</small> 利 (昭和49年9月4日生)</p>	<p>平成9年3月 当社入社 平成24年4月 当社設計部長 平成27年11月 当社執行役員設計部長 平成28年5月 当社執行役員ソリューション事業統括部長 平成29年5月 当社取締役執行役員ソリューション事業統括部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 牧村員利氏は、入社以来、様々な技術開発に従事して、当社の経営理念である「技術深耕」を体現し、当社技術開発力の向上に寄与しております。また現在、技術開発のみならず営業も含めた幅広い領域の業務を統括しており、当社の重要な事業部門の責任者として取締役会の意思決定機能を高めることができると判断しました。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としてしました。</p>	1,600株
5	<p>【再任】 <small>じよ</small> 徐 <small>い</small> 毅 <small>じよ</small> 徐 <small>い</small> 毅 (昭和49年6月28日生)</p>	<p>平成10年2月 当社入社 平成15年12月 瑞光（上海）電気設備有限公司へ出向 平成25年5月 同社副総経理 平成27年5月 同社総経理（現任） 平成28年5月 当社執行役員 平成29年5月 当社取締役執行役員 平成30年3月 当社取締役執行役員アジアエリア統括部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 徐毅氏は、瑞光（上海）電気設備有限公司の立上げ時に、中心的な立場で携わり、中国拠点の礎を築き、当社の中国事業の成長を牽引してきました。その経営能力は当社取締役会の活性化に資するものと判断しました。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としてしました。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	<p>【再任】 <small>ひ</small> <small>おき</small> <small>まさ</small> <small>かつ</small> 日 置 政 克 (昭和25年7月30日生) 社外取締役候補者</p>	<p>昭和50年4月 株式会社小松製作所入社 平成16年4月 同社執行役員 平成20年4月 同社常務執行役員 平成24年7月 同社顧問 平成26年6月 THK株式会社 社外取締役(現任) 平成26年11月 株式会社すき家本部 社外取締役(現任) 平成27年4月 立命館大学大学院 経営管理研究科客員教授(現任) 平成28年5月 当社社外取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 日置政克氏は、グローバル企業かつ製造業における人事・総務を主とした経営部門での責任者としての見識と豊富な経験を有しており、それによって当社経営の客観性・中立性及び妥当性が確保されることを期待して、社外取締役として当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	【再任】 佐々木道夫 (昭和32年3月7日生) 社外取締役候補者	昭和57年3月 リード電機株式会社(現株式会社キーエンス)入社 平成11年6月 同社取締役AP S U L T事業部長兼事業推進部長 平成12年12月 同社代表取締役社長 平成22年12月 同社取締役特別顧問 平成29年5月 株式会社イロハ取締役(現任) 平成29年5月 当社社外取締役(現任) 【社外取締役候補者とした理由】 佐々木道夫氏は、グローバル企業における営業・マーケティング分野を主とした責任者として、また会社経営者として多面的な経営判断に必要な見識・経験等を有しており、それによって当社の経営を監督し、ガバナンス強化をしていただくことが最適であると判断しましたので、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。	一株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者について

(1) 社外取締役としての独立性について

当社グループと兼職先との間取引関係はなく、当社が定める基準により一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分独立性を有していると判断しました。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、日置政克氏及び佐々木道夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。日置政克氏及び佐々木道夫氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 当社の社外取締役に就任してからの年数について

本総会終結の時をもって、日置政克氏は在任2年となり、佐々木道夫氏は在任1年となります。

3. 当社は日置政克氏及び佐々木道夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
うえだ かつひさ 上田 勝久 (昭和40年7月10日生)	平成10年4月 公認会計士登録 平成10年8月 上田公認会計士事務所開設 平成19年5月 かがやき監査法人代表社員(現任) 平成19年6月 株式会社セキュアヴェイル社外監査役 平成28年6月 同社社外取締役(監査等委員)(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間で、公認会計士として顧問契約を締結しておりますが、候補者が当社監査役に就任する場合には、当該顧問契約を解約する予定であります。
2. 上田勝久氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。
3. 補欠の社外監査役候補者とした理由
上田勝久氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計に精通し、経験見識を有しておられます。監査役に就任された場合でも当該知見を当社の監査体制に活かしていただけるものと期待して、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 上田勝久氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
5. 本議案による上田勝久氏の補欠監査役選任に関しましては就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取り消すことができるとさせていただきます。

以上

メ 毛

株主総会会場ご案内図



阪急電車・上新庄駅前発（南口）
大阪シティバス・井高野車庫前行、
江口橋下車（徒歩約5分）

上新庄駅前発時刻表

9 : 03	9 : 30
9 : 14	

Osaka Metro 今里筋線
井高野駅下車（徒歩約10分）

阪急電車・相川駅前発
阪急バス・ダイキン工業前行または摂津ふれ
あいの里行、江口橋下車(徒歩約3分)

相川駅前発時刻表

8 : 53	9 : 32
9 : 09	